

津市経営体育成支援事業補助金交付要綱

平成25年10月31日訓第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農業の将来を担う農業者又は当該農業者が組織する団体（以下「中心経営体等」という。）の育成及び支援を図り、中心経営体等による経営規模の拡大や農産物の加工、流通、販売等の経営の多角化等を支援するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業に着手する日の前日とする。

(実績の報告)

第4条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 融資の決定及び融資額を確認できる書類の写し（融資主体型補助事業に限る。）
- (2) 補助事業に係る事業費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後に実施した補助事業から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
融資主体型補助事業補助金	地域の農業の将来を担う中心経営体等の育成及び確保を図る。	融資主体型補助事業（中心経営体等が、融資機関等の融資を活用して行う農業用機械・施設の導入又は簡易な土地基盤の整備を行う事業。ただし、事業費が50万円以上で、かつ、耐用年数がおおむね5年以上20年以下（中古農業用機械の場合は、残存耐用年数が2年以上）であるものに限る。）	農業機械・施設の導入費、簡易な土地基盤の整備費その他市長が特に必要と認める費用	次に掲げる額のうち最も低い額 (1) 交付対象経費の10分の3に相当する額 (2) 交付対象経費に対する融資機関等からの融資額 (3) 交付対象経費から融資額及び他の地方公共団体等から助成を受けていた場合における当該助成額を控除して得た額	市長が適切と認める中心経営体等
追加的信用供与補助事業補助金		追加的信用供与補助事業（中心経営体等が、融資主体型補助事業の実施に伴い融資機関から融資を受ける際に、融資物件以外の担保及び同一経営外の保証人の確保が難しい場合、三重県農業信用基金協会による機関保証を行う事業）	融資主体型補助事業における融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用その他市長が特に必要と認める費用	保証対象融資額の15分の2に相当する額	三重県農業信用基金協会